

2020年11月25日

お客さま各位

大同火災海上保険株式会社
業務部業務課

「DAY-PRO! 事業財産保険 ご契約のしおり」の
記載誤りについてのお詫び

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度は、弊社「DAY-PRO! 事業財産保険」をご契約いただき誠にありがとうございます。

さて、弊社よりご契約後に送付または弊社HP上でご確認いただいている「DAY-PRO! 事業財産保険ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」（以下、「ご契約のしおり」）において下記のとおり記載誤り（記載漏れ）があることが判明いたしました。

お客さまにはご迷惑をお掛け致しましたこと深くお詫び申し上げます。

お手数でございますが下記訂正内容についてご確認頂きますようお願い申し上げます。

今後、かかることのなきよう細心の注意をはらう所存でございますので、何卒ご容赦のほどお願い申し上げます。

略儀ではございますが、取り急ぎ書面にてお詫びと訂正を申し上げます。

敬 具

記

<訂正内容>

- ① 保険種類：DAY-PRO! 事業財産保険（火災保険）
- ② 訂正箇所：ご契約のしおり（食中毒・特定感染症利益補償特約）

※訂正箇所詳細については、別添の「DAY-PRO! 事業財産保険 ご契約のしおり【正誤表】」をご確認ください。

以上

◇ご不明な点等がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

<p>【お客さまお問い合わせ先】 業務部業務課 担当 中村 電話番号：098-869-3118 受付時間：9：00～17：00（土・日曜日、祝日除く）</p>

DAY-PRO! 事業財産保険 ご契約のしおり【正誤表】

※ 1 ページについては、2019年10月1日以降保険始期用のご契約のしおりのページ番号となります。

※ 2 ページについては、2021年1月1日以降保険始期用のご契約のしおりのページ番号となります。

ページ	誤	正																								
146 ～ 147 ※ 1	③食中毒・特定感染症利益補償特約	③食中毒・特定感染症利益補償特約																								
147 ～ 149 ※ 2		<用語の定義> この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。																								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損失</td> <td>営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。</td> </tr> <tr> <td>喪失利益</td> <td>事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。</td> </tr> <tr> <td>収益減少防止費用</td> <td>標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。</td> </tr> <tr> <td>経常費</td> <td>事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。</td> </tr> <tr> <td>営業収益</td> <td>「売上高」または「生産高」のうち、保険証券に記載された基準によって定める営業上の収益をいいます。</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td>売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。</td> </tr> <tr> <td>収益減少額</td> <td>標準営業収益からてん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。</td> </tr> <tr> <td>てん補期間</td> <td>保険金の支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時もしくは営業収益が復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、12か月を限度とします。</td> </tr> <tr> <td>利益率</td> <td> 直近の会計年度（1か年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ ただし、同期間中に営業損失（注）が生じた場合は、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$ （注）営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。 </td> </tr> <tr> <td>標準営業収益</td> <td>事故発生直前12か月うち復旧期間に相当する期間の営業収益。ただし、営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、被保険者との協議による合意に基づく公正な調査を行った際の営業収益をいうものとします。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	損失	営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。	喪失利益	事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。	収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。	経常費	事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。	営業利益	営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。	営業収益	「売上高」または「生産高」のうち、保険証券に記載された基準によって定める営業上の収益をいいます。	営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。	収益減少額	標準営業収益からてん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。	てん補期間	保険金の支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時もしくは営業収益が復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、12か月を限度とします。	利益率	直近の会計年度（1か年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ ただし、同期間中に営業損失（注）が生じた場合は、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$ （注）営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。	標準営業収益	事故発生直前12か月うち復旧期間に相当する期間の営業収益。ただし、営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、被保険者との協議による合意に基づく公正な調査を行った際の営業収益をいうものとします。
用語	定義																									
損失	営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。																									
喪失利益	事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。																									
収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。																									
経常費	事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。																									
営業利益	営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。																									
営業収益	「売上高」または「生産高」のうち、保険証券に記載された基準によって定める営業上の収益をいいます。																									
営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。																									
収益減少額	標準営業収益からてん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。																									
てん補期間	保険金の支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時もしくは営業収益が復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、12か月を限度とします。																									
利益率	直近の会計年度（1か年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ ただし、同期間中に営業損失（注）が生じた場合は、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$ （注）営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。																									
標準営業収益	事故発生直前12か月うち復旧期間に相当する期間の営業収益。ただし、営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、被保険者との協議による合意に基づく公正な調査を行った際の営業収益をいうものとします。																									
	第1条（保険金をお支払いする場合） 当社は、次のいずれかに該当する事故によって生じた損失に対して、この特約に従い、 <u>休業損失保険金</u> または <u>利益保険金</u> を支払います。 ① 施設（注1）における食中毒（注2）の発生（注3）または施設（注1）において製造、販	第1条（保険金をお支払いする場合） 当社は、次のいずれかに該当する事故によって生じた損失に対して、この特約に従い、 <u>利益保険金</u> を支払います。 ① 施設（注1）における食中毒（注2）の発生（注3）または施設（注1）において製造、販																								

ページ	誤	正
	<p>売もしくは提供した食品に起因する食中毒（注2）の発生、あるいはその疑いがある場合における厚生大臣その他の行政機関による施設（注1）の営業の禁止、停止その他の処置</p> <p>② 施設（注1）または施設（注1）が所在する建物等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症および三類感染症の原因となる病原体に汚染されたこと、またはその疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設（注1）の消毒、立入り制限その他の処置</p> <p>（注1）保険証券記載の被保険者の営業施設をいいます。 （注2）食物中毒をいいます。 （注3）食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。</p> <p>第2条（保険金をお支払いしない場合） 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した前条の事故によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失 ② 被保険者（注2）または被保険者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑤ 労働争議中の暴力行為、破壊行為、その他の違法行為または秩序の混乱 ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災 ⑧ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為</p> <p>（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 （注2）被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 （注3）使用済燃料を含みます。 （注4）原子核分裂生成物を含みます。</p>	<p>売もしくは提供した食品に起因する食中毒（注2）の発生、あるいはその疑いがある場合における厚生大臣その他の行政機関による施設（注1）の営業の禁止、停止その他の処置</p> <p>② 施設（注1）または施設（注1）が所在する建物等が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症および三類感染症の原因となる病原体に汚染されたこと、またはその疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設（注1）の消毒、立入り制限その他の処置</p> <p>（注1）保険証券記載の被保険者の営業施設をいいます。 （注2）食物中毒をいいます。 （注3）食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。</p> <p>第2条（保険金をお支払いしない場合） 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した前条の事故によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失 ② 被保険者（注2）または被保険者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑤ 労働争議中の暴力行為、破壊行為、その他の違法行為または秩序の混乱 ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災 ⑧ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為</p> <p>（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 （注2）被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 （注3）使用済燃料を含みます。 （注4）原子核分裂生成物を含みます。</p> <p>第3条（支払保険金の計算） （1）当社が支払う第1条（保険金をお支払いする場合）の利益保険金の額は、1回の事故につき、 ①の算式により算出した額とし、保険金額を限度とします。</p> <p>① 計算式</p> $\text{利益保険金} = \text{損失額} - \text{保険証券記載の免責金額（注）}$ <p>（注）免責金額は、保険金額設定単位ごとにそれぞれ個別に適用するものとします。なお、保険証券に記載のない場合は、免責金額は適用されません。</p> <p>② 損失額</p> $\text{損失額} = \text{喪失利益の額} + \text{収益減少防止費用の額}$ <p>③ 喪失利益の額</p> $\text{喪失利益の額} = \text{収益減少額} \times \text{保険証券記載の約定支払割合（注）}$ <p>ただし、てん補期間中に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式により得られた額を差し引いた</p>

ページ	誤	正
		<p>額とします。</p> $\frac{\text{支出を免れた経常費}}{\text{利益率}} \times \text{保険証券記載の約定支払割合 (注)}$ <p>(注) 約定支払割合が収益率より大きいときは、「約定支払割合」を「利益率」と読み替えることとします。</p> <p>④ 収益減少防止費用の額</p> $\frac{\text{収益減少防止費用の額}}{\text{利益率}} = \text{収益減少防止費用} \times \text{保険証券記載の約定支払割合 (注)}$ <p>ただし、次の算式によって算出した額を限度とします。</p> $\frac{\text{収益減少防止費用の限度額}}{\text{利益率}} = \frac{\text{収益減少防止費用の支出によって減少することを免れた営業収益}}{\text{利益率}} \times \text{保険証券記載の約定支払割合 (注)}$ <p>(注) 約定支払割合が収益率より大きいときは、「約定支払割合」を「利益率」と読み替えることとします。</p> <p>(2) 当会社は、(1)の利益保険金に加え、権利保全行使費用(注)保険金を支払います。 (注) 普通保険約款第2章基本条項第25条(代位)(3)の場合において、当会社に協力するために必要な費用をいいます。</p> <p><u>第4条(営業収益、利益率の調整)</u> 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢がいちじるしく変化した場合は、当会社は、損失の査定にあたり、標準営業収益および利益率につき被保険者との協議による合意に基づく公正な調整を行うものとします。</p> <p><u>第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)</u> 第1条(保険金をお支払いする場合)の損失を補償する他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき支払責任額の合計額が、保険金の種類(注)ごとに別表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。 ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額 ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損失額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。 ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 (注) 第3条(支払保険金の計算)(1)の利益保険金または同条(2)の権利保全行使費用保険金をいいます。</p> <p><u>第6条(損失防止義務)</u> (1) 保険契約者および被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損失の発生および拡大の防止に努めなければなりません。もし、故意または重大な過失によってこれを怠った場合は、当会社は、損失の発生または拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。 (2) 当会社は第3条(支払保険金の計算)(1)④に規定する収益減少防止費用を除き、(1)の損失の発生または拡大の防止に要した費用を負担しません。</p>

ページ	誤	正																		
	<p>第3条（準用規定）</p> <p>(1) 当社は、この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、休業損失補償特約、企業費用利益保険特約および付帯された特約の規定を準用します。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当社は、休業損失補償特約第1条（保険の対象の範囲）および第3条（保険金をお支払いしない場合）または企業費用利益保険特約第1条（保険の対象の範囲）および第3条（保険金をお支払いしない場合）の規定は準用しません。</p>	<p>第7条（保険金の請求）</p> <p>(1) 当社に対する保険金請求権は、<u>てん補期間が終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。ただし、喪失利益が1か月以上継続して生じた場合の保険金は、毎月末に概算額を請求することができます。</u></p> <p>(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。</p> <p>① 保険金の請求書 ② 保険証券 ③ 損失見積書 ④ その他当社が第8条（普通保険約款の読み替え）により読み替えて適用される普通保険約款第2章基本条項第23条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの</p> <p>(3) 当社は、事故の内容または損失額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>(4) 保険契約者または被保険者が、<u>正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。</u></p> <p>第8条（普通保険約款の読み替え）</p> <p>この特約においては、普通保険約款第2章基本条項を次のとおり読み替えて適用します。</p> <table border="1" data-bbox="1198 798 2116 997"> <thead> <tr> <th>読替箇所</th> <th>読み替え前</th> <th>読み替え後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第23条（保険金の支払時期）（1）</td> <td>損害</td> <td>損失</td> </tr> <tr> <td>第23条（保険金の支払時期）（1）</td> <td>前条</td> <td>食中毒・特定感染症利益補償特約第7条（保険金の請求）</td> </tr> <tr> <td>第25条（代位）</td> <td>損害</td> <td>損失</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9条（準用規定）</p> <p>(1) 当社は、この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、休業損失補償特約、企業費用利益保険特約および付帯された特約の規定を準用します。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当社は、休業損失補償特約第1条（保険の対象の範囲）および第3条（保険金をお支払いしない場合）または企業費用利益保険特約第1条（保険の対象の範囲）および第3条（保険金をお支払いしない場合）の規定は準用しません。</p> <p>別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額</p> <table border="1" data-bbox="1198 1268 2049 1396"> <thead> <tr> <th>事故または費用の種類</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1条（保険金をお支払いする場合）の事故</td> <td>利益保険金の額</td> </tr> <tr> <td>第3条（支払保険金の計算）（2）の権利保全行使費用</td> <td>権利保全行使費用の額</td> </tr> </tbody> </table>	読替箇所	読み替え前	読み替え後	第23条（保険金の支払時期）（1）	損害	損失	第23条（保険金の支払時期）（1）	前条	食中毒・特定感染症利益補償特約第7条（保険金の請求）	第25条（代位）	損害	損失	事故または費用の種類	支払限度額	第1条（保険金をお支払いする場合）の事故	利益保険金の額	第3条（支払保険金の計算）（2）の権利保全行使費用	権利保全行使費用の額
読替箇所	読み替え前	読み替え後																		
第23条（保険金の支払時期）（1）	損害	損失																		
第23条（保険金の支払時期）（1）	前条	食中毒・特定感染症利益補償特約第7条（保険金の請求）																		
第25条（代位）	損害	損失																		
事故または費用の種類	支払限度額																			
第1条（保険金をお支払いする場合）の事故	利益保険金の額																			
第3条（支払保険金の計算）（2）の権利保全行使費用	権利保全行使費用の額																			